平成２１年（フ）第５８０号
千葉県柏市酒井根２丁目34番１号
債務者　大竹　弘美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５８２号
千葉県柏市東台本町12番23―408号
債務者　清野ふみ子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５８６号
千葉県柏市西山１丁目14番14号
債務者　岩田　　薫
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５８７号
千葉県松戸市小金原５丁目20番地の１オオクマハイツＡ―106号
債務者　山口　裕和
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５９１号
千葉県柏市旭町１丁目３番３―203号
債務者　山崎　英一
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５９９号
千葉県柏市あけぼの３丁目11番59―207号
債務者　落合　恵子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４５号
愛媛県大洲市菅田町菅田丙257番地10
債務者　出水　菜穂
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第１１７３号
仙台市宮城野区幸町２丁目３番17―403号
債務者　佐々木幸勇
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５２号
仙台市太白区郡山字石塚14番地　シティハイム石塚203
債務者　吐合　由美（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５７号
宮城県名取市増田７丁目14番33号　森アパート102号
債務者　原　ひろ子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
三重県津市阿漕町津興1134番地
債務者　井川希代美
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９１号
三重県名張市桔梗が丘８番町２街区２番地４号棟301号
債務者　森田美智代
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１４８号
滋賀県近江八幡市南本郷町３丁目36番地２
債務者　木村エリ子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１７６号
滋賀県近江八幡市馬淵町1711番地11
債務者　樢之浦小雪
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１７８号
滋賀県彦根市原町800番地29　サンシティ原201号室
債務者　繁田由美子（旧姓大前）
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１９３号
滋賀県彦根市肥田町1021番地302号
債務者　嶋佐　　忍
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１１９１号
神戸市北区有野台６丁目20番Ｂ３棟102号松岡誠介方
債務者　須磨　朱實
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部